



## ◎開 会 (14 : 00)

挨拶

(会長)

それでは、議事に入る前に、議事録の署名人の指名をさせていただきます。今回は本日配布されました委員名簿の番号 11 番の酒巻哲夫委員にお願いしたいと思います。

### 【議事録本文】

## ◎議題 (1) 令和5年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について

### 一事務局説明

(会長)

事務局から説明がございました。質疑等はいかがでしょうか。

(A委員)

評価の見える化が進んでいるのはありがたいなと思いました。ただ1つ残念なのは、孤独・孤立支援の対策の法律が整備されているというところもございますし、ひとり暮らしだから孤立しているわけではないのですけれども、核家族化が進んで希薄な住民関係のなかでより複雑化されているなかで、地域課題がないわけではないのではないかと感じておりました。例えば認知症の方も増えているし、ひとり暮らしや老々介護の課題もあるという状況もありまして、また金銭的な虐待も含めた虐待もあるなかで、地域ケア会議の達成状況の円グラフが下がっているところが少し気になります。もう1点は、各センターをそれぞれ見ていくと社会福祉法人が虐待を受け入れているところと、母体が医療法人のところがありまして、ここは名称しか載っていないところですが、医療法人が母体となっているところであっても、医療連携システムとしての医療の介入が少ないというところもあつたりして、母体となっている法人のなかで連携が図れるところがあつてこそですが、なぜ図れていないのかなと思います。つまり法人の母体が社会福祉法人か医療法人かで結果に差があるように感じます。また、「認知症初期集中支援チームとの連携が不十分（依頼事例なし）」となっているところについても法人の母体により差があるように見受けられるので少し残念だなと感じております。

(会長)

地域ケア会議については議論したいと思いますが、法人によって差が出るというところについて、委員のみなさん何かお気づきの点はございますか。

(B委員)

法人としての違いは出ると思います。

(会長)

社会福祉法人か医療法人かというところでは、あまり極端な差は出ていないと感じます。むしろ、それぞれのセンターの運営のなかでの着目点の違いや職員の意識などがあるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(副会長)

法人により違いはあると思います。地域ケア会議と個別会議を混同しているところもあるので結果が違うのではないかと思います。うちの法人は力を入れて全部やらせてもらっています。

(会長)

法人による違いについて、事務局はいかがですか。何かお感じになっているところはありますか。

(事務局)

法人の種別によって、おおもとの強みのようなものはあるとは思いますが、今ご指摘いただいたところで、医療法人による医療との連携の部分は、全国の統一指標のなかで、資料1を1枚おめくりいただいたところに、市の指標、センターの指標というところで項目がいくつかございまして、医療の部分につきましては3番の事業間連携のなかで評価をしているところでございます。

(会長)

今ご説明いただいているのは何番ですか。

(事務局)

1ページの「4 評価項目」のなかの「3 事業間連携（社会保障充実分事業）」のところですか。いちばん最後のページでは、センター指標の51番の医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか、52番が医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか、このような指標での評価が低いところがあると点数が低くなってしまっているのかなと思います。

(B委員)

そもそも地域ケア会議は開催しなくてもいいのですか。

(会長)

地域ケア会議は必須ですよね。していないということだと、その法人に委託している

意味合いが薄れてしまいます。市民としては残念ということですね。

(B委員)

地域ケア会議をして、個別ニーズや課題がつかめて、それが総合相談や支援に繋がったりするわけで、実際に課題を探るのは地域ケア会議しかないわけですよ。それをしていないということは、体制は作るけど、実際にはアプローチはしていません、そのような会議はしていませんよということを堂々と書かれてしまっているところに問題があるのではないのでしょうか。

(会長)

3ページの、高崎市と高齢者あんしんセンターの比較のところの「③市の取組とセンターの取組に差がみられる業務とその要因」のところに「会議の開催方法や会議の対象となる事例の選定方法がわからない等の理由からセンター主催の地域ケア会議を開催していないセンターが多いため」とあります。これは何度か同じようなお話をしているかと思いますが、多いためという認識をしているのであれば、これはきちんと地域ケア会議を開いてもらうということを積極的にサポート等していく必要があるのだと思います。ただ、先ほどの説明を聞いておきますと、研修等の支援をしているということですが、それは効果を出していないということになるのではないかと思います。ただ、これは令和5年度の実績ですので、令和6年度はこのような状況を踏まえ、各地域で地域ケア会議が開催されているという認識でよろしいのでしょうか。もしくは令和5年度と同じような状況でしょうか。

(事務局)

地域ケア会議につきましては、介護保険法により設置に努めなければならないものですが、開催していないセンターが複数あるため、全体的な評価が下がっているということになります。ただ、地域ケア会議を開催しないとこちらの数値は改善されませんので、今年度実施したバックアップ体制についてご説明いたします。まず、月1回の全体会議のなかで研修会を設けておりますが、昨年度の運営協議会でご指摘頂いた点を踏まえて、「(i) 介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、(ii) 地域包括支援ネットワークの構築、(iii) 地域課題の把握」が地域ケア会議の目的であり、地域の関係機関が集まって課題解決に向けて話し合いをする、さらにはそこにある地域課題は何なのかということ明らかにすること、そして、会議に参加した人たちが情報を共有することによって、また同じような課題が起きたときにきちんと対応できること、単なる個別ケースの課題解決が目的ではなく、このような視点で会議を開催するということが重要であることを説明いたしました。その後、複数のあんしんセンターに、開催に至るまでの事例を紹介していただき、その後にグループワークを実施することで、地域ケア会議の効果や開催に向けての課題を、あんしんセンター間、および長寿社会課で共有しました。アンケート結果からは、地域ケア会議の対象となるケースのヒントがわかった、あんしんセンター同士の話し合いがよかったなど、概ね好評を得られました。昨年度が年間21回開催のところ、今年度は現在まで26回開催と年々改善しておりますが、まだ十分とはいえませんので、実務担当

者や初任者等の対象者を絞ったレベル別研修の実施なども含め、更なるバックアップ体制を検討しているところでございます。以上でございます。

(会長)

次回評価時のレーダーチャートでは、地域ケア会議はずいぶん開かれてくるということですね。期待しましょう。2ページの「②現状で取組が進んでいない業務とその要因」というところに、「地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言していないため」とありますが、課題を市の基幹センターや市に対して提言していく仕組みを考えていかないといつまでたっても評価はプラスにならないということだと思いますが、この点についてはいかがですか。

(事務局)

地域ケア推進会議につきましては、定義としましては、個別の地域の課題について政策的な解決を目指してこの運協の場で議論すべき内容なのですが、先ほど会長がおっしゃっていただいたとおり、まずは地域の個別課題を積み重ねて地域課題別の検討をするという流れになっておりますが、その土台となる個別会議のほうは不十分でそこまで至っていないということがございますので、まずその土台の基礎固めをしてから、政策提言をしていけるよう仕組みを改めて考えていきたいと思えます。

(会長)

あんしんセンターごと、地域ごとに地域内の社会資源というものはずいぶんと偏在していると思えます。医療があるところもあるし、無いところもある。さまざまな福祉法人があったりなかったり、あるいは民間の活動が活発であったり活発でなかったり、そういったところをあんしんセンター自体が検証しながら、情報交換しながら、どうしていったらいいかを考えていく必要があると思えます。結局のところ使えるものは限られているので、そのなかでやっていかなければいけないわけですね。ある意味、少し広域的な視点で、連携していかないと難しい部分があんしんセンターにはあるのだと思えます。そういった点は、できれば本当は運協が地域包括支援センター運営協議会を兼ねているので議論すべきなのでしょうけれども、そこはできていないので、来年度以降そのようなことを検討する場を設けていただければと思えます。

(C委員)

地域ケア会議の研修は、一律に各事業所に文書で通知して自主的に参加していただいている状態ですか。

(事務局)

月1回、あんしんセンターの会議を行っておりまして、すべてのセンターが参加している場で案内をしています。

(C委員)

成績が悪いから研修に参加してくださいとは言えないだろうけど、文書など、なにかの工夫で、積極的に参加してもらえようなやり方があるのではないかなと思います。自分のセンターの現状がまだわかっていないかもしれないので、積極的なアプローチが必要なのではないかなと思います。

(会長)

各センターを個別にみた場合にはだいぶ差が出ているように思いますので、適宜サポートしていただくようなことがあってもいいのかなと思います。

(事務局)

実際に行ったケースについてご説明しますと、今年度につきましては、複数年開催していなかったセンターには個別に連絡し研修を開催するように伝え、実際に開催に至ったケースもございました。

(副会長)

あんしんセンターでは個別ケア会議は行っているのです。地域課題を検討したり地域資源を開発したりしていくことは小さいところでは難しいので、基幹型はできていたとしても、委託している法人すべてがするのは難しいのではないかなと思います。そもそも、地域ケア会議と個別ケア会議の区別がついていないのに、できていると評価しているところもあるのです。うちの法人は地域ケア会議を開催していますし、医師会とも相談しながら評価しています。そのあたりについてはやはりきちんと説明しないと、チェックするところが分からないのではないかなと思います。

(会長)

1か所に全部集めるか、29箇所バラバラかということよりは、前から少しお話していますが、高崎市のなかを少しブロック化して、みんなで話し合える場を作ったほうがいいのではないかなと思います。1センターだけですと議論が煮詰まってしまうところもあるので、それは市から指導されるということよりは、近隣のセンター同士が連携しながら自分たちの強みや弱みを出して、つながっていく、あるいは課題解決に向けてみんなでがんばっていくという取り組みが必要なのではないかなと思います。つまりセンター間の横のつながりを強くして、地域課題を市にあげていける仕組みを作っていくことも1つの案かなと思います。ぜひ第10期はそのようなことも検討していただければと思います。

(D委員)

数字の見方について教えてください。2ページの「1高崎市の取組状況（令和5年度）」「全国（市町村）と高崎市の比較」のところがほぼ100%となっていますが、高崎市（基幹型）というのは何を評価したものなのかをもう少し詳しく教えてください。

(事務局)

こちらにつきましては、1ページの「4評価項目」、「市指標」のところに記載があるものです。

(D委員)

評価指標ではなくて、評価対象は何かを知りたくて質問させていただきました。あんしんセンターの評価は、市内29箇所のあんしんセンターの評価の積み上げだと思いましたが、高崎市が100%となっているのは、何を評価しているのですか。

(事務局)

長寿社会課が基幹型センターとなっておりますので、長寿社会課で実施している内容をこの評価指標に沿って評価しています。

(D委員)

自分たちの課を評価したという意味合いでよろしいですか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(D委員)

全国の市町村の評価とあんしんセンターの評価を比べると、市町村の評価のほうが厳しめに出ていると感じるのですが、高崎市に関しては、あんしんセンターの評価のより高崎市の評価のほうが高く、ほぼすべて100%ですよ。これは自信があるからですか。地域ケア会議の開催について課題だと今お話していたところですが、どのように評価しているのか教えてください。

(事務局)

自己評価にはなりますが、評価指標の留意点に沿った形で評価しています。

(D委員)

ありがとうございます。もう1点ですが、先ほど、過去数年において地域ケア会議を開催していないあんしんセンターに個別にアプローチされたとお話もありましたが、やはり過去と比較して評価する視点も大事だと思います。評価のレーダーチャートについては、高崎市全体の評価とあんしんセンターの評価を比べられるようにはなっていますが、個々のあんしんセンターの前年と今年を比較できるようになれば、改善できているのか出ていないのかというところも見えてくるのではないかと思います。評価結果をセンターにフィードバックして改善していくということも大事になると思います。

(会長)

市の評価については100%が多いので、これは甘いのではないかと思います。例えば、後半にある評価指標の5番、「センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか」とありますが、これはしているという評価になっているわけですね。あるいは9番、「センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか」というところで、先ほど研修をしているというお話がありましたが、計画的に実施しているかというところで、しているという評価になっているということですよね。あるいは、次の11番、「センターに対して平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか」、これは義務付けているから100%の評価になっているわけですね。それから17番、「苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか」というところで、この記録の取り方や、市町村が苦情を管理しているもの、そういったものをきちんと示しているのかということとか、あるいは21番「センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか」、これについても定められているということですよね。さらに26番「成年後見制度の市町村申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか」これも市が基準を示しているということですよね。まだいくつか例示したいところはあるのですが、すべてが出来ているから100%となっているわけですが、本当にできているのかという検証がこれではわからないですね。では、どういうことで100%なのかというところが見えないですね。評価をしたプロセスというのが大事でして、計画が進むときに、どのような指標で、どう評価するかというところの評価の基準を国が示しているわけで、そこに対してどのように判断したのかというところが分からないと、100%が素晴らしいですねというところが腑に落ちないところがあったりするので、ぜひ次年度からは、このような理由で100%ですよというところをきちんと答えられるようにしていただければと思います。次年度以降の課題にしていいただければと思います。

（A委員）

先ほど会長がお話されたブロック制のところについては、チームオレンジが地域割りをしてブロックごとに研修を開催したりしているの、そこを使ってみればいいのではないかと思います。

（会長）

少しまとまりをつくってやってみてもいいのではないかと思います。あんしんセンターはどうしても孤立してしまうと困るので、センターの職員が孤立しないように近隣とつながっていくということが大事かなと思います。

（A委員）

もう3点、よろしいでしょうか。「ケアマネのニーズに基づく事例検討会を開催していない」と記載されているセンターがあり、これは地域住民としては少し残念だなと感じました。

(会長)

たまたまケアマネからのニーズがあがってこなかったというだけかもしれませんが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

個別な詳細なところまでは分かりかねますが、会長がおっしゃっていただいたように、たまたま報告があがってこなかったということも考えられると思います。また、こちらの評価指標の指標内容により、地域ケア会議を開催できていないため「×」にしているセンターもあるかもしれません。いずれにしましても課題のあるセンターにつきましてはフォローしながら改善できるようにしていきたいと思います。

(A委員)

ありがとうございます。次に2点目ですが、「相談事例解決に向けた市との連携が不十分」と記載のあるセンターがありますが、先ほど基幹型の評価としては100%となっていますよね。市との連携があつてこそそのあんしんセンターだと思うので、どのような事情があるのかなと思いました。

(事務局)

こちらの対応が十分でなかったということであれば、必要な支援を協力できるような形に改善していきたいと思います。

(A委員)

ありがとうございます。最後に、「利用者のセルフマネジメント推進が不十分」と記載されているセンターがありますが、介護保険の利用の手引きのなかの、サービスの利用の流れのところには、ケアマネジャーを選んでからケアプランを作成するとなっています。高崎市がセルフプランを推奨していることを知りませんでしたので、経緯などがあれば教えていただきたいです。

(会長)

セルフプラン、セルフマネジメントについては、指標の51番に「利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか」とあり、示しているから100%になっているわけですね。市民に対しては示していないのかもしれないけれども、あんしんセンターには示しているということですね。セルフマネジメントというのは、昔のマイケアプランで、認知症と家族の会も積極的に行っていたと思いますが、ここもなかなか進んでいないと思いますが、一応評価指標はあるということですね。ただ手引きを見るとこのあたりのことは一切書いていないので、この矛盾についてはいかがですか。市はセンターにどのような示し方をしているのでしょうか。

(事務局)

51番の指標についてですが、長寿社会課では「受託の手順」というものを作成しており、各あんしんセンターに配布しております。介護予防プランの作成の手法を細かく記載してまとめているものですが、セルフマネジメントを推進するということはセルフプランを推進するということとはニュアンスが少し違うものと考えております。介護予防の視点から、高齢者ご本人がご自身の健康寿命を延ばしていくために、また、日常生活のなかでサービスを利用しながらも予防をしていけるようなセルフマネジメントするための手法が記載されているものです。

(会長)

自分でプランをつくるという意味でのセルフマネジメントではなくて、自分で介護予防について自己管理できるような取り組みを進める、本人に自覚をもってやってもらうことが大事ですよということを、ケアプランを立てるときに示しているということですね。

(A委員)

市がケアプラン作成料をケアマネさんに支払わなくて済むので、セルフプランを市として推奨するのかなと思っていました。認識が不足しておりました。

(会長)

最後に、民生委員に対する意見収集の報告についての自由記述に、民生委員は高齢者に対してさまざまな支援をしていますが、いきなり入院や入所になってしまったときやその後のことが報告されなくて困っているというところが記載してありますが、実態としてはいかがでしょうか。

(E委員)

自身の担当地区のことしか分かりませんが、入所や転居の場合、家族を教えてほしいという要望はありますが、センターに対しての要望は特にありません。

(会長)

E委員の地区では、ご家族に要望はあってもセンターに対して要望はないということですね。このあたりの対応方法について、市でなにか考えていることはありますか。

(事務局)

情報提供してほしいという民生委員さんから意見を頂戴しましたが、全体のなかでは、情報提供があって助かるというようなご意見もありました。今年もこの意見収集をさせていただいており、民生委員さんの定例会議でも情報提供を密にしてほしいという意見がでていますので、民生委員さんに限らず、区長さんや地域の関係者の方々との連携体制の構築を目指していきたいと考えております。

(E委員)

わたしの地域では民生委員定例会の際にあんしんセンターの職員の方に必ず1、2名出てもらっていて、そこで情報共有をしています。

(会長)

対象者が入院・入所したからといって、あんしんセンターが民生委員に伝えなければならないということはないと思いますが、むしろ対象の方と民生委員が日頃どんな関りをしているのかというところをあんしんセンターはよく認知をして、対象者の方の様子をあんしんセンターが分かれば民生委員に伝えるなど、ここはもう関係性があつた上でのことなので、このような意見が出たから、あんしんセンターは必ず民生委員に伝えなければならないということではないと思いますので、そこはケースバイケースかなと思いますけれども、そのあたりの事情も、この結果を民児協で説明するときに、E委員の話や地域の実情なども添えて回答すると民生委員も納得するのかなと思います。他に意見はございますか。ないようですので、この内容を承認するというところでよろしいでしょうか。それでは続きまして議題(2)令和7年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について事務局から説明をお願いします。

## ◎議題(2) 令和7年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について

—事務局説明

(会長)

ありがとうございます。ご意見、ご質問などはございますか。わたしから1点よろしいでしょうか。7の業務実施方針の「(9)認知症施策推進」についてですが、認知症基本法ができたことにより、その内容を反映させて書き加えたところがあれば教えてください。

(事務局)

業務実施方針につきましては、第9期あんしんプラン策定時に作成しておりますので、今回見直しはしておりません。

(会長)

3行目の「認知症の人やその家族の視点を重視しながら」というところが大事なところですが、今回の基本法の大事な点は、本人や家族が主役であること、つまりそれはその人たちが主役になれるようサポートするということが大事な視点になってくるわけですね。そう考えると、この方針の内容では少し書きぶりが弱いのではないかと感じます。認知症の本人が主役となって活動できる社会づくりというところを検討していただければと思います。F委員、なにかございますか。

(F委員)

認知症は気になりまして、もっと早い検査方法はないのかなと思います。健康診断のな

かで認知症検査があれば、大手を振って検査にいけるのではないかと思います。早めの検査が認知症の進行を遅らせることができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(会長)

この内容につきましてはG委員、いかがでしょうか。

(G委員)

早くに見つけてというのはそのとおりだと思います。通常の検査ですと認知症医が検査をして、ある一定の状態まで悪くなってくると認知症診断をしてくれると思います。その前段階ですと、最近は軽度認知障害という見方もするようになったかなと思います。ただ、軽度認知障害ですと、認知症の治療は通常は始まらないと思います。日常生活を送れるようアドバイスをして、どのくらい機能を維持できるかということになりますね。また最近では、認知症の初期の段階であれば根本治療が限定的にでてきているので、早めに診断しようということもでてきているのではないかと思います。

(F委員)

治療は高額だと以前に新聞に出ていたと思うのですが、あまり高額にならずに治療はできないのですか。

(G委員)

検査も含めて治療は高額になるといわれているので、実際には限定的になるだろうなと思います。群馬県内で治療できる医療機関も限定的です。

(会長)

新しい薬も出てきていますが非常に高額というところですけども、まだまだ認知症診断、認知症告知をするのは厳しいお話だと思います。施設に入る前にこんなことがあればよかったというようなことがあれば、B委員からお話いただければと思います。

(B委員)

早期診断、早期絶望なら診断しなかった方がよかったという方もいらっしゃいます。なぜ絶望するかというと受け皿がないからです。早期診断してまだMCIなのに、行くところは介護保険しか使えませんが行けませんねとなったときに受け皿がないのです。ですから今、認知症カフェが出来てきているのです。そういうところに行って、いろいろな方とつながれば、まだまだ2年、3年と機能を維持できるかもしれないのです。認知症カフェには、認知症じゃない物忘れの悩みの方も来るので、そこも含めて物忘れ相談のできる場所が高崎市内でたくさんできればいいなと思います。人はいつまでたっても人と関わることがいちばんの治療なので、人と関わりのある場所と機会を、いかにみんなで作っていくかということが大事かなと思いました。

(会長)

要支援を含めて認知症かもしれないという人が気軽に相談できる場所やそのような受け皿が少しずつできればいいなど、協議体やあんしんセンターを中心に地域のなかで創出していくという取り組みが大事なかなと思います。

(B委員)

高崎市の事業としても書き込んだ方がいいのかなと思います。

(会長)

認知症の方本人が主役になれる、安心できる、そして自らの意思を表明できることをサポートしていくことが必要なのかなと思います。他はいかがでしょうか。ではあと1点、「8(1)高齢者あんしんセンター及び受託法人による自己評価」についてですが、先ほど、レーダーチャートなどで各あんしんセンターの実績を見たわけですが、他のセンターと情報共有できる場とか、お互いの強みや弱みを共有しながら、いい取り組みを積極的に取り入れ、連携していくということが大事だと思います。そのためには先ほど申し上げましたようにブロック化して連携するということと、これは前回も申し上げましたが、受託法人の責任者に集まっていただいて、評価内容をみていただいたうえで意見交換できる場を開催してほしいと思います。市の役割として、法人に個別にアプローチするだけではなくて、全体で、みんなで、法人が主体となって取り組んでいければと思いますのでご検討いただければと思います。また出来れば、社協さんが市内の各法人の連携の中核となって進めていってもらえたらいいなとも思っていますので付け加えさせていただきます。

(事務局)

毎月開催している全体会議のあとにテーマを決めて研修会を開催しているところでございます。そういった機会を今後も継続しあんしんセンター間の連携を深めていきたいと考えております。

(会長)

公式、非公式があると思いますので、今後も活性化をしていただければと思います。他に意見はございますか。ないようですので、この内容を承認するというところでよろしいでしょうか。それでは続きまして報告(1)介護保険料について(介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について)事務局から説明をお願いします。

## ◎報告(1)介護保険料について(介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について)

—事務局説明

(会長)

ありがとうございます。ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして報告（２）地域間分析・適正化について事務局から説明をお願いします。

## ◎報告（２）地域間分析・適正化について

－事務局説明

（会長）

ありがとうございました。ご意見等はございますか。

（A委員）

２点、質問させていただきたいと思います。まず１点目ですが、通所介護サービスについては、午前のみや午後のみ、また入浴や食事は無くて送迎のみのような短時間のサービス形態の通所介護事業所も含まれていますか。

（事務局）

通所介護事業所ですので、短時間であっても含まれています。

（A委員）

ありがとうございます。最近が高崎のまちなかでもそのような短時間の事業所が増えているので気になって質問させていただきました。もう１点ですが、最後のページのまとめとして記載されているところに「３在宅サービス費用の約半分を占める通所介護サービスについて、要介護３以上の利用回数が県外の近隣中核市よりも多い」とあり、「ケアプラン点検を実施する」と記載されていますが、これは実地指導をするということでしょうか。行政が介入する個別のケアプランチェックのことですか。

（事務局）

ケアプラン点検につきましては、３年に１度、介護支援専門員からケアプランを１つずつ出していただいて内容を確認するというものです。実地指導ではなく、あくまで自主的に提出していただくもので、その内容が適正かどうかを確認するものです。

（A委員）

自主的に、ケアマネさんが行政に提出するものですね。

（会長）

抜き打ちではないということですね。

（A委員）

抽出されているものでもないのですか。

(事務局)

こちらのほうで、少し怪しいものについては抽出することもあります。全部を見るわけではなく、あくまでもケアマネ1人あたり1つのプランを出していただいております。

(会長)

他はいかがでしょうか。

(H委員)

在宅サービスの通所介護ですが、実際に在宅から通っている人と、サービス付き有料老人ホームなどの施設に入居しながら通っている人がいると思いますが、そのあたりの内訳はわかりますか。

(事務局)

こちらにつきましては、細かく調べていけば分かりますが、回数としてはすべてまとめて含んでおります。ご指摘いただいたように、有料老人ホームなどの施設に入居しながら通っている人の利用回数が多いので、近隣と比較してこのような結果になっているのかなと本市としては考えておりますが、きちんとすべてを把握しているわけではございません。

(H委員)

そのあたりの状況が分かるといいですね。また、養護老人ホームについてですが、お金のある人は介護保険制度を使って介護施設に入所すると思いますが、低所得の人たちはそのような施設に入所できないので養護老人ホームに入るしかないと思います。措置制度で入所している方々もいらっしゃると思いますが、養護老人ホームの稼働率はわかりますか。

(事務局)

養護老人ホームにつきましては、措置の入所、また一部、契約による入所もありまして、市内養護老人ホームの状況は、令和6年4月1日時点のものとなりますが、定員が160名のところ措置の入所が112名、契約の入所が18名というところで、計130名の方が入所しております。入所率としましては81%、措置入所だけでいえば70%という状況です。

(H委員)

養護老人ホームの数はいくつありますか。

(事務局)

市内は3施設です。

(H委員)

特定をとっている施設はありますか。

(事務局)

2施設です。

(H委員)

先ほども申し上げましたが、特定施設からの通所介護利用者がわかるといいなと思いました。

(会長)

他はいかがでしょうか。

(B委員)

通所介護に通う方は、朝にデイサービスに通ってきて、夕方は自宅に戻り、そのまま在宅で夜を過ごす生活している方のはずですが、要介護3という介護度の方がデイサービスから帰ったあと自宅で生活することは大変なことだと思います。なのに、なぜ、要介護3の方が通所介護に通えるのか。これは在宅に帰らなくていい通所介護が多いのではないかと思います。このような状況について市として問題意識をしているわけですから、ぜひ早急に手を打っていただければと思います。

(会長)

こちらは、制度上は難しいところがありますね。要件を調べて適正であるのかというところで規制できるのか、法律上は難しいところがあるかもしれません。そこは、ケアプランなどでの指導というところで市は検討していくということですね。併設のデーサービスセンターを作るなどということは言えないと思いますので、例えば人口規模で、サ高住などの割合が他市と比べてどうなのか、そういったところでデータは出てくるとと思いますので、そこが多すぎるといえることがあればそこは適正化していくための流れや根拠を作って提言していくなどのことも必要だと思います。他はいかがでしょうか。

(I委員)

まとめの1番に「軽度認定率が低い」と記載がありまして、これは高崎市ががんばった証拠なのかなと思って拝見しておりましたが「要介護認定の適正化に引続き取り組む」とも記載があります。これは成果が出たとポジティブな評価になるものではないのでしょうか。

(事務局)

介護サービスの利用を必要とするような状況の方で、申請していないケースもあるのではないということも読み取れる可能性があるため、そのような意味で記載しています。状態が悪くなって、介護度が重い状態でサービス開始となる前に、軽度なうちにサービス

を利用する方が重症化しにくいということもありますので、軽度認定率は全国平均に近い方がいいのではないだろうかと考えております。

(I 委員)

2 ページの「重度認定率と軽度認定率の分布」のグラフのところには「介護予防事業や高崎市独自サービスの効果が要因と考えられる」と記載がありまして、こちらはポジティブにとらえた結果の内容だと思いますけれども、潜在的な方たちは他の自治体にも同じくいるはずです。先ほどのあんしんセンターの評価のところ、高崎市あんしんセンターは地域包括の機能を 100% 発揮できているとお話がありましたが、要支援 1・2、要介護 1・2 の人が少ないということに繋がっているのであればそこは機能しているのだと思いますので、全国平均に近づける必要はないのかなと思います。そうすると、次の課題は 3 ページの給付の状況で、費用対効果はどうなのかというところで、介護度は全国平均よりも少し低いくらいだけでも、もう少しコストがかからないようにしていこうというところですね。良いところは評価して、それがいかに他のところと結びついてポジティブな評価になるところだと思いますので、わたしは高崎市ががんばって取り組んだ結果が数字となって表れているのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして報告(3) 高齢者福祉なんでも相談センターの相談実績について事務局から説明をお願いします。

### ◎報告(3) 高齢者福祉なんでも相談センターの相談実績について

—事務局説明

(会長)

ありがとうございました。ご意見等はございますか。私からよろしいでしょうか。専門職による相談もやっているというところで、どのような相談なのかというところも知りたいところですが、いちばん知りたいのはあんしんセンターとの連携ですね。相談内容や解決方法など、どのような専門相談を受けているか、などが分かると、あんしんセンターとしてもそこは専門職に任せたいとか、そのような仕分けが出来てくるのではないかと思います。そのあたりの連携は大事だと思いますけれども、その情報共有はできていますか。

(事務局)

あんしんセンターにつながっていないケースの場合は、担当のあんしんセンターを案内しています。それ以外は、この先施設に入るとしたらどこがいいのか、どのような施設があるのか、家族はいるけれども迷惑をかけずに済む方法はありますかなどです。また専門相談に関しては、ファイナンシャルプランナーの先生の相談が多岐にわたりますが、近隣

トラブルをはじめ、今持っている年金でこれからどのように暮らしていけばいいのか、また保険の相談などもあります。一般相談につきましては、携帯の使い方が分からない、家に帰ってお話する相手がいないなどの相談も受けています。

(会長)

あんしんセンターと個別支援内容を情報共有するということですが、なんでも相談センターができて、いろいろな相談が吸い上げられるようになりましたね。それは、あんしんセンターになかなか行かない人が来るようになってきたということです。そこで掴んだニーズやさまざまな相談内容などを、ぜひあんしんセンターにフィードバックしてほしいです。なんでも相談センターへの相談内容が分かると、あんしんセンターで相談を受けた際に、専門的なことについてはなんでも相談センターにつなぐなどの仕分けができるようになります。そうすると市のサポートが充実してくるわけですね。そういう意味で、あんしんセンターときちんと情報共有していただきたいという趣旨です。そこをぜひやっていただきたいと思います。

(事務局)

補足説明をさせていただきます。なんでも相談センターは土日、また夜8時まで開所しております。親御さんのことを心配するお子様なども相談できるような体制をつくっています。そういった働く方々と地域にあんしんセンターは結びついていないので、例えば土日に受けた相談を、月曜日にはあんしんセンターにつなぐなどの体制をとらせていただいております。それ以外にも、なんでも相談センターには、先ほど申し上げたとおりファイナンシャルプランナーのほか、司法書士や弁護士による相談も受け始めました。こうしたところはなかなかあんしんセンターでもカバーしきれていないところなので、相談者がいた場合には、あんしんセンターからなんでも相談センターに相談にきていただいて相談を受けるような体制を作っております。

(会長)

あんしんセンターと連携をはかっているということですね。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(A委員)

今年度からスタートしたと思うので、実績はこれから積み上げていくものだと思いますが、電話の相談と来所の相談で分けていただいた方がいいのではないかと思います。また、相談内容などの統計があってもいいのではないかと思います。さらに、どの地域からの相談が多いのかとか、どの地域にあんしんセンターと連携することが多いのかとか、そのような状況も見えるといいなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。来年度に、今年度の事業実績を作成すると思いますが、その

時に来館者がどのような相談をされたか、のような統計的な資料を少し緻密に作っていただけるとありがたいなと思います。あるいは、曜日や時間帯によって、どのような相談で、相談が解決したのかどうかなど、あんしんセンターまでどういう経路できたのかなど、相談事業というのは、そういう分析ができるものなので、きちんと報告をしていただければ検討できるかなと思います。その他、なにかございますか。

(H委員)

専門職への相談は、料金はかかりますか。

(事務局)

無料でございます。市のほうで、時間当たりの契約をしておりますので相談者の方は無料で受けられます。

(H委員)

なんでも相談センターは地域の方にどのくらい認知度がありますか。どのようところでアナウンスしていますか。

(事務局)

市のホームページやLINE、広報、その他諸々で紹介しております。またチラシ等の配布も行っております。

(H委員)

あんしんセンターにも配っていただいていますか。

(事務局)

配布しております。

(A委員)

高崎市のLINEでも案内がありました。

(会長)

その他なにかございますか。

(B委員)

なんでも相談センターの実績報告は、介護保険運協のなかで報告義務があるものなのですか。

(会長)

運協で実績を出さなければいけないという義務はありません。ただ、市の事業全体とし

てみれば、あんしんプランの組み立てとしては、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体として作成したものがあんしんプランなので、そういう意味では市の高齢者福祉施策全般を対象にするというところに運協の役割はあると思うので、事業をきちんと見て、みなさんで意見を出してより良いものにしていこうというものはあります。

(B委員)

運協の議題には入ってこないということですね。

(会長)

義務的な議題ではありません。ただ今後はいんしんセンターとの連携をどうしていくかなどを、評価としてどう考えていくかということはあるかもしれません。

(事務局)

今回の報告は少し粗い部分がありましたので、その点につきましては改善させていただきます。

(A委員)

資料2に、なんでも相談センターの記載がございますよね。

(会長)

これは、市と高齢者あんしんセンターの連携というところで、なんでも相談センターとの連携をどう評価していくのかということはこちらには載ってないですね。来年度は事業報告評価のところをぜひ明確に記載していただければと思います。一般市民向けの事業報告ではなく、この運協で報告できるレベルまで精査して作成していただければと思います。よろしいでしょうか。それでは続きまして報告(4)介護人材資格取得支援事業補助金について事務局から説明をお願いします。

## ◎報告(4)介護人材資格取得支援事業補助金について

—事務局説明

(会長)

ありがとうございました。こちらについてご質問はございますか。

(J委員)

介護人材確保については中学生にはやるベンチャーというものがありますが、それ以降

は福祉の現場に行く機会がありません。介護人材確保については喫緊の課題だと思いますがどのようにお考えですか。

(会長)

介護人材確保に対する全体的なビジョン、高崎市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、まず介護人材確保は都道府県レベルで進めているものだと思います。群馬県庁が骨子を作成し、人材確保対策を進めているところだとは思いますが、高崎市はいかがでしょう。

(事務局)

総合的な介護人材確保対策として5本の柱がございます。そのなかに介護職の魅力向上というものがございまして、保護者等に向けた介護の仕事の理解促進というものがございまして県でも取り組みを実施しておりまして、市で実施している部分と整理が出来ていない状況でもございます。双方の取り組みを整理し、また県の取り組み等を検証しながら、市で何ができるのかということを考えていきたいと思っております。

(J委員)

ありがとうございます。また、わたしは民生委員の研修に何度か行っていますが、抽象的な話が多くて民生委員のやるべき仕事や伝えるべきものなど、具体的な仕事が分かりません。民生委員のやるべきことが具体的にわかるような研修はあるのでしょうか。

(事務局)

民生委員さんへの研修については市のほうでいろいろとやらせていただいております。新任の民生委員さんへの研修につきましては社会福祉協議会から専門的な方をお呼びして実務的な内容も踏まえた研修も行っております。今頂いた意見も参考にさせていただきながら今後も研修を進めさせていただきたいと思っております。

(E委員)

私から1点申し上げますが、今は研修をやっても人が集まりません。なかなか参加してくれる人が少ないのです。

(J委員)

少ないかもしれませんが、より具体的な内容を教えてほしいというのがあります。

(E委員)

研修会に参加してくれる人が少ない方が問題だと認識しています。

(会長)

ありがとうございます。民生委員に対する研修についても課題があるということですが

ね。よろしいでしょうか。その他として何かありますか。では、すべての議事が終了しましたので事務局へお返しします。

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回介護保険運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会 (16 : 35)